

群会議の話題

第421号

2020年5月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
©5月1日組織人員
現在4,537人

今月のテーマ

感染防止が最優先・命を大切に 各方面の融資制度を紹介します

新型コロナウイルスの世界的流行が続いています。これまでの感染者数は約1万4千人、死者数は約4百人にのぼっています（5月1日時点）。

政府による外出自粛要請から1か月が経ち、重要度の高い仕事や買い物、健康を維持する運動以外で外出する人はほとんど見られなくなり、人同士の接触は大幅に減りました。

この対応により都内の1日あたりの新規感染者数はピークから半減し、死者数は5〜10人程度を推移しています。

しかし高齢者が感染した場合のリスクは依然高く、接触を減らすことが引き続き重要になっています。

また組合活動でも5月中の諸会議、集會等は軒並み中止し、組合費・保険料等の集約も大幅な変更を余儀なくされています。

この厳しい状況下で活動する支部・分会役員には組合員から感謝の声が寄せられています。組合活動は感染予防対策が大前提であることをうったえ、活躍するすべての皆さんに敬意を表します。

新型コロナウイルスは建設業界にも厳しい影響をもたらしています。3密（密閉、密集、密接）からは遠いと思われる建設現場でしたが、大手ゼネコンは安全のためにゴールデンウィーク休みを軒並み早々に取り、長い工事中断をおこないました。

町場でも濃厚接触を避け、理解、協力のある施主がいる一方で、落ち着くまで中断を求められたり、進めていた契約が先延ばしになった案件も出ています。

支部では4月から身近な融資制度を集約し案内をおこなっています。制度は事業と生活融資に大きく分かれており、大田区は4月半ばから無金利で限度額の大きい事業融資を始めたほか、支部でも中央労金蒲田支店と独自契約をおこない、すべての組合員が利用できる生活融資を5月からスタートさせました。あらたな制度は日を追うごとに増えており、随時、支部からも案内をおこなっていきます。

支部事務所は人員を減らしながら窓口業務を続けています。急ぎでない用件は、郵送手続きにご協力ください。

コロナに負けず頑張りましょう！

◆融資制度相談・申し込み先◆

*5月1日時点

*事業資金

◎大田区中小企業融資あっせん「新型コロナウイルス対策特別資金」

直近1ヵ月の売上が前年比5%以上減少している事業者
融資限度額：5000万円 返済期間：108か月以内
利率：1.5%以下（区が全額負担のため本人利息なし）
申込期限：6月1日
申込先：大田区産業振興課（南蒲田1-20-20・大田区産業プラザP102階）、問い合わせ先：3733-6185
<https://www.city.ota.tokyo.jp/smph/sangyo/topics/shingatakotonaivirusutaisaku.html>

◎経済産業省「持続化給付金」

前年同月比で50%以上減少している事業者
法人は200万円、個人事業者は100万円（昨年の売上減少分が上限）
確定申告書類（19年）、減少月の売上台帳、通帳、身分証明
コールセンター：0120-115-570（全日8時半～19時）
ネット申請：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

◎東京都の事業者支援策

税金・公共料金等の支払猶予等、相談あっせん先
<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-corporation.html>

*生活資金

◎中央労働金庫

1)生活資金融資制度（従業員向け）

最高100万円、最長5年、金利1.8%（都が負担、実質なし）
必要書類：免許証、健康保険証、源泉徴収票、実印、印鑑証明書
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

2)緊急生活応援ローン（事業主・一人親方・従業員向け）独自提携
最高100万円、最長10年、金利1.5%（金利1年目のみ支部負担・後払い）必要書類：免許証、健康保険証、確定申告書3年分
申込先：労金蒲田支店（蒲田5-13-23）
問い合わせ先：3738-6251

◎大田社会福祉協議会

1)緊急小口資金 最高20万円、最長2年、無利子
2)総合支援資金 最高20万円、最長10年、無利子
申込先：大田社会福祉協議会（西蒲田7-49-2・社会福祉センター6階・3736-7777（事前予約必要）
<https://www.ota-shakyo.jp/service/03/seikatsufukushi>
<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/>（東京都社会福祉協議会）

◎小学校休業等対応支援金（手間請一人親方）

小学校等の子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった際の支援金
必要書類：世帯全員住民票原本、小学校等からのメール、連絡帳等
契約書、発注者とのやり取りが分かる電子メール等、
問合せ先：学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省）
0120-60-3999（土日・祝日含む9時～21時）
制度詳細、申込書一式はホームページへ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

◎東京都の個人支援策

税金・公共料金等の支払猶予等、相談あっせん先
<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/information/corona-support-individual.html>

◎支部互助制度・生活資金一時貸付

最高10万円、事務手数料2千円、最高3ヵ月
加入3年以上で過去1年間、組合費完納であること
実印、印鑑証明